

# 1人1台端末の破損時の対応

【学校】

## 事案の把握

### 故意・重過失と判断

(例)【故意破損】投げて壊す, 意図的に壊す  
【重過失による破損】  
・真夏日に自家用車内に放置したことによる動作不良  
・雨天時に傘を使用せず濡れたことによる破損  
・風呂場やトイレ等, 通常使用場所として想定されない場所で使用した際による水没

### 過失と判断

(例) 落下による破損  
通常使用中の動作不良  
経年劣化による不具合

【学校】

- ①教育委員会へ第一報
- ②児童生徒への指導
- ③保護者への連絡  
※支払いの意思確認含む
- ④破損等報告書を教育委員会へ提出

教育委員会へ連絡

修繕(市負担)または  
代替品による対応

【学校】

教育委員会から学校へ  
次の文書を送付(送送)

- 学校通知
- 保護者通知
- 納付書

当該保護者に、「保護者通知」と「納付書」を渡す

【当該保護者】

納付書で直接金融機関で支払い

## <留意点>

- ※iPad本体だけでなく、タッチペンやフィルム等も対象に含まれます。
- ※iPad本体の故意破損（重過失による破損を含む）については、使用年数を考慮した上で、修繕費の一部を請求します。その他、タッチペン等付属品の故意破損
- ※納付期限までに支払いが確認できない場合は、学校に再度納付の催促をお願いすることがあります。